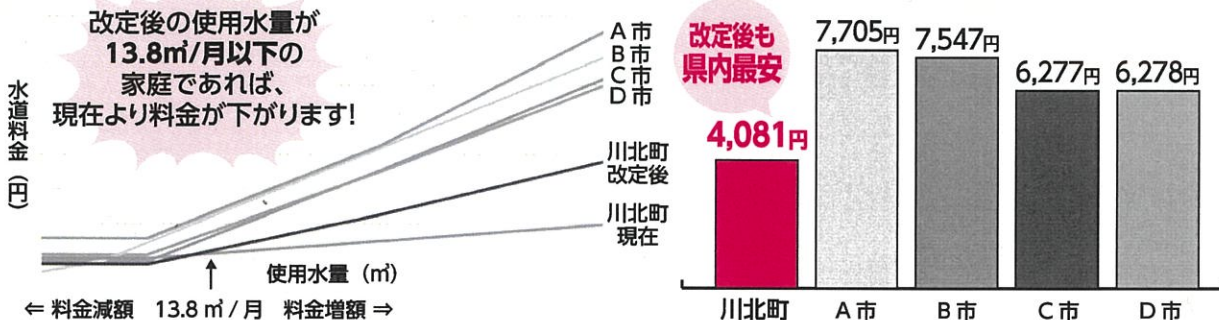


令和5年6月分から上下水道料金が変わります！

上下水道施設や管路の老朽化対策と経営基盤の強化に必要な財源確保のため、使用料金の改定を行いますので、ご理解をお願いします。令和4年12月議会で、令和5年6月分から料金を改定することが議決されました。

近隣自治体との上下水道料金比較(改定後)

1カ月の町一般家庭水量(約27m)で比較した場合



改定前後の上下水道使用料金比較

◇水道料金 (消費税込み)

	改定前	
	基本料金	従量料金
一般家庭用	なし	10mを超えると1mにつき50円
車庫用	510円/月	10mを超えると1mにつき50円
納屋用	510円/月	なし
春田用	3,000円/年	なし
墓地用(地区)	3,000円/年	なし
生産組合用	510円/月	なし
臨時用	量水器設置料として1,500円	なし
	水道料金として1mにつき50円	なし
臨時用(使用水量が不明)	定額(臨時用)3,000円	なし

	改定後	
	基本料金	従量料金
一般家庭用	550円/月	11mから30mは1mにつき66円
一般その他用		31mから50mは1mにつき72円
		51mから100mは1mにつき79円
		101mを超えると1mにつき85円
春田用	3,300円/年	なし
墓地用(地区)	3,300円/年	なし
生産組合用	550円/月	なし
臨時用	量水器設置料として1,500円	なし
	水道料金として1mにつき66円	なし
臨時用(使用水量が不明)	定額(臨時用)3,300円	なし

◇下水道料金 (消費税込み)

	改定前	
	使用料	
一般家庭用	2,000円/月	
事務所、工場	500リットル未満は、1,280円 500リットルを超えるごとに、1,280円を加算する。 110リットル×従業員数	
レストラン、マーケット、飲食店	500リットル未満は、2,570円 500リットルを超えるごとに、1,280円を加算する。 (110リットル×従業員数) + (12リットル×延客数)	
喫茶店	500リットル未満は、1,280円 500リットルを超えるごとに、1,280円を加算する。 (110リットル×従業員数) + (12リットル×延客数)	
集会室	500リットル未満は、1,280円 500リットルを超えるごとに、1,280円を加算する。 16リットル×延利用者数	
その他施設	町長が定める額	

	改定後	
	基本料金	従量料金
一般家庭用 事業所等	1,100円/月	11mから30mは1mにつき77円
自家井戸(メーター取付可能)		31mから50mは1mにつき88円
		51mから100mは1mにつき99円
		101mを超えると1mにつき110円
自家井戸(メーター取付不可)	世帯人数(常勤従業員数)×8mとして使用水量を算定し、使用料算定については上記と同じ	

※事業所等とは、事務所、工場、レストラン、マーケット、飲食店、喫茶店、集会室、その他施設